

理 由 書

1. 本圏域の概要について

本圏域は、埼玉県の北西部、群馬県境に位置し、総面積は199.68km²、人口は133,310人（令和2年国勢調査）である。

地形は、北部から中央部にかけては、「本庄台地」と呼ばれる河岸段丘上に現在の市街地が形成され、北部の利根川沿いには肥沃な沖積平野が広がっている。南西部は500m級の山々が連なる山林地である。

JR高崎線、JR八高線、上越新幹線が乗り入れるほか、関越自動車道本庄児玉IC、上里スマートICを有し、寄居スマートICに近接するほか、国道17号・254号・462号などの主要道が縦横に走り、首都圏と上信越・北陸方面、北関東自動車道を経由した東北方面を結ぶ交通・物流の要衝であることから、本圏域内をはじめ、周辺地域においても大手民間事業者等が多数進出している。

また、陸上自衛隊新町駐屯地、航空自衛隊熊谷基地に近接しており、有事の際の連絡性も高い。

2. 本圏域の地勢上の優位性について

今後想定される首都直下型地震や南海トラフ地震等を念頭に、防災庁の役割として定義されている3つの司令塔機能のうち、とりわけ平時における徹底的な「事前防災」の推進・加速の司令塔、発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔としての機能を遺漏なく果たすにあたって、その設置場所の選定が極めて重要と考えるものであり、以下、本圏域への防災庁設置について、他地域と比較した場合の優位性について述べる。

本圏域には東京まで新幹線で50分弱の本庄早稻田駅、また関越自動車道練馬ICから80km圏内に本庄児玉IC、上里スマートIC、寄居スマートICが適度な離隔距離にて位置している。

首都に比較的近く、優れた交通網及び周辺地域へのアクセス利便性の高い本圏域は、首都機能のバックアップ拠点、各地方との防災ネットワーク構築の拠点、さらに発災時における物資や人員輸送といった広域支援の要として、大きな強みを有すると考える。

なお、防災庁及び関連機能として必須となる物流や倉庫施設、医療機関等の新規進出の受入れに際して、必要となる用地等については、本圏域を挙げて多様な選択肢を提示するとともに、その確保にあたっては規模や条件等に応じた柔軟な協力等、対応について最大限に行う用意がある。

3. 災害等の履歴また予想からみる本圏域の優位性について

埼玉県内に大きな被害をもたらした地震としては、大正12年の関東大震災、昭和6年の西埼玉地震、平成23年の東日本大震災がある。

いずれの地震においても、本圏域の行政機能や住民生活に影響を及ぼす大きな被害は発生していない。なお、これらを含めた過去の地震において、壊滅的な家屋倒壊や土砂流出による長期間の孤立集落が発生した記録はない。

また、埼玉県が防災対策の対象としている首都直下型地震で想定される本圏域の最大震度は4であり、南海トラフ地震も含めて震度6以上の発生想定はない。

こうしたことから、帰宅困難者を除き、本圏域における大きな被害はほとんど発生しないものと予想されており、液状化についても本圏域の大部分で影響が少ないとされる。

なお、埼玉県及びその周辺の活断層としては、関東平野北西縁断層帯主部と平井一櫛挽断層帯がある。

関東平野北西縁断層帯主部では、全体が一つの区間として活動する場合、マグニチュード8.1の地震が発生する可能性があるが、今後30年以内の地震発生確率はほぼ0%～0.008%である。

平井一櫛挽断層帯では、全体が一つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生する可能性があるが、平井一櫛挽断層帯の長期発生確率は不明である。

台風及び土砂災害については、近年では、平成23年の台風第12号、令和元年の台風第19号等により床上浸水、床下浸水のほか、土砂流出等が発生している。なお、土砂災害については、発生時に影響を受ける地域は一部地区のみと想定され、本圏域全体への影響は少なく、対策が講じやすい。

水害については、本圏域を流れる最も大きな河川は利根川であるが、北部低地を流れており、氾濫時の被害想定地域が明白である。

そのため、利根川の氾濫そのものが本圏域全体に影響する可能性は低く、記録上においても利根川水系の決壊記録はない。

また、防災拠点となる市や町の庁舎を含め、本圏域の大部分が洪水浸水想定区域外であり、新幹線駅をはじめ、在来線の各駅についても影響は少ないと想

定されている。

火山噴火に伴う降灰被害については、富士山、浅間山、草津白根山等の噴火による影響が想定され、本圏域から西へ約70kmに位置する浅間山の天明3年7月の大噴火では、噴煙や降砂（降灰）等が記録されている。

現在の想定では、富士山が噴火した場合は0.5cm以下、浅間山、草津白根山等が噴火した場合にも数cm程度の降灰とされている。

防災庁の果たすべき役割を鑑み、首都直下型地震や南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火といった激甚な災害が発生した場合においても、機能不全をきたすことは万一にもあってはならず、高い業務継続性を維持し続けるためには、想定される激甚災害の影響が比較的軽度であり、復旧・復興に向けた各種のネットワークの維持、もしくは早期復旧を図れることなどを条件として、適地を選定するべきであると考ええる。

本圏域は災害大国である我が国において、総じて自然災害が少なく、また、発生した際の影響を受けにくい、比較的強靱な特性を有する地域である。このことは、特に高い災害対応力が求められる事業分野であるトランクルームや倉庫業等の民間事業者が複数進出していることから伺える。

当然ながら、あらゆるリスクには万全の備えをしていく必要があるが、以上の履歴や想定を踏まえると、本圏域は防災庁の立地として適当と考えるものである。

4. 本圏域における多様な連携について

国難ともなりうる激甚災害を乗り切るためには、産官学民といった多様な主体との連携が必要不可欠であることは明示されたとおりである。

本件要望書の提出主体である本庄地域定住自立圏は、平成21年9月18日に本庄市が中心市宣言を行い、平成22年7月2日に発足して以来、掲げた共生ビジョンに基づく目指す将来像及びその実現のため、協調しながら取組を進めている。

また、その過程においては民間や地域の関係者と協働によるまちづくりを進めているところであり、更に、本圏域と早稲田大学とは長年にわたって関わりが深く、大学の保有する知的財産はもとより、豊かな人材や研究教育施設といった資源を地域社会や地域経済の発展のために活用し、包括的な相互連携を推進してきた実績がある。その具体的なかたちの一つとして、公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパークが地域産業の振興等に大きく寄与しているところであり、産官学民といった多様な主体との連携に係る素地をすでに有していると

自負するところである。

今回の要望書を、個々の市町の連名でなく「本庄地域定住自立圏」として提出しているのは、以上のような強い連携に基づくものである。

本件要望書に対して、ご高配がなされた暁には、多様な主体の連携による最大限の協力を国に対して行うとともに、本圏域の強みを更に高めるための様々な取組を進め首都防災機能の一翼を担い、我が国における新たな中核拠点の一つともなるべく果敢にチャレンジをしていく所存である。

また、発災時においては、防災庁の立地する地域としての自覚を持ち、都心部住民の受入れをはじめ、必要とされる役割について本圏域を挙げて担うとともに、その責任を遺漏なく果たしていく所存である。

なお、本圏域の中だけではなく、利根川流域の埼玉県北部、群馬県南部地域は、工業や都市近郊型農業が活発であるなど共通の特徴を有し、経済や医療をはじめとする様々な面で協力体制が構築されており、人口減少社会における諸課題に対する新たな連携等も模索している。

具体的に例示すると、埼玉県北部地域の7市町により構成され、県北地域の創生、活性化を目的に人口減少・少子高齢化問題へ対応や若者の定住促進等の取組を行う「埼玉県北部地域地方創生推進協議会」、埼玉県北部と群馬県南部の両県境を中心に19市町村から構成され、共通課題等に対して県域を越えた広域連携の可能性を探る「上武連携構想勉強会」等により、取組や議論を進めているところである。

こうした特色や取組について防災面に焦点を当てて捉えたと、規模や地勢が概ね類似し、それぞれ拠点となる中核的な都市が連坦している本圏域周辺地域は、発災時における広域的な機能不全を起こしにくく、かつ地域間のバックアップや相互支援体制が取れるという特色を持ち、このことは大都市圏にはない大きな強みである。

また、具体化に至るには道半ばかつ遠大な事例ではあるが、例えば「上武連携構想勉強会」においては、産業振興や物流機能の強化といった視点のみならず、首都直下型の地震を見据えた内陸部における新たな空港整備の可能性などについても勉強会の一つのテーマとして取り上げている。

基礎自治体である市町村はそれぞれ実情に即した行政サービスを実施しつつも、単独の自治体では取組が難しい広域的な課題、ひいては将来構想に対し、連携により具体化への道筋を付けていきたいと考えるものである。

5. 結び

明治11年、元老院議官であった佐野常民は、本庄への「遷都意見書」を起草した。その背景には、利根川の水運の利便性や地下水等の資源に恵まれており、気候も穏やかであるほか、内陸に位置し、地形が平坦かつ高く、地盤が強いなど、とりわけ災害に強い地域であることを重視したとされ、こうしたことは、本圏域の防災上の優位性に係る一つの証左であるといえる。

防災庁の設置は、今後の我が国の総力を挙げた防災施策の展開、諸々の体制構築及び取組の第一歩であることを踏まえ、本圏域としても総力を挙げて尽力する決意である。

以上の理由により、記載のとおり要望するものである。